

平成28年1月1日から

# 『特定口座』に公共債等を受入できるようになります。

平成28年1月1日以後、特定公社債(注)・公募公社債投資信託等(以下「特定公社債等」といいます。)の利子・収益分配金や売却などによる譲渡益が申告分離課税の対象になり、譲渡益は確定申告の対象になります。

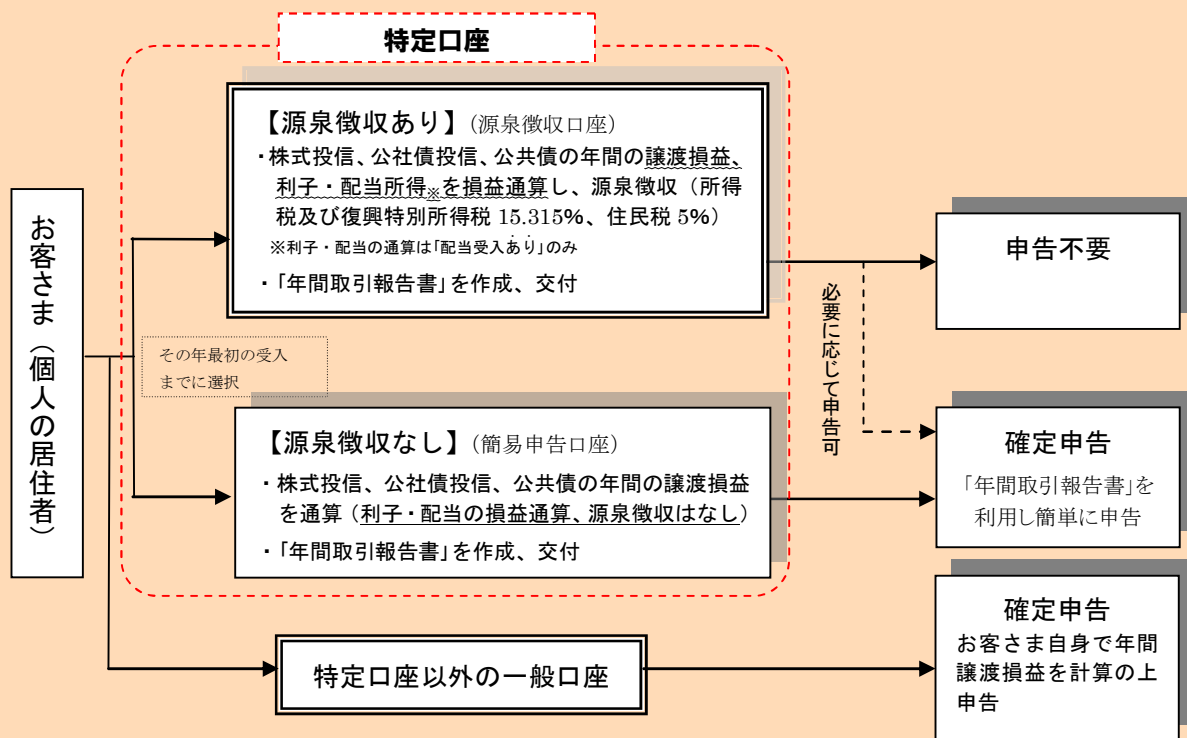
また、特定公社債等の利子所得・譲渡所得等と、上場株式・公募株式投資信託等の配当所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)・譲渡所得等との損益通算並びに特定公社債等の譲渡損失の金額についての繰越控除もできるようになります。

これにあわせて、銀行等に開設した特定口座に、その特定口座を通じて取得した特定公社債等を受け入れ、譲渡損益の計算を銀行等で行うことができるようになります。また、特定口座のうち源泉徴収口座には、銀行等を通じて支払を受ける特定公社債等の利子・収益分配金も受け入れできるようになります。

公共債等のお取引の際は、確定申告が簡単または不要になる特定口座のご利用をご検討ください。

(注) 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除く。)等一定の公社債を指します。

## 平成28年1月1日以降の特定口座の概要



※税務上の個別のご相談につきましては、税理士等にご確認をお願いします。

既に当行で保有されている公共債等のうち、取得日及び取得価額が判明しているものは、一定の期間内(平成27年12月30日まで)に所定の手続を行うことで「特定口座」に受け入れることができます。詳細は、公共債口座の開設店または最寄りの当行本支店までお尋ねください。



西日本シティ銀行

〈商号等〉株式会社西日本シティ銀行

登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第6号

〈加入協会〉日本証券業協会 社団法人金融先物取引業協会

## ○特定口座の開設について

特定口座の開設には、改めて税法上の告知が必要です。ご本人であることの確認書類として氏名、生年月日、住所が記載されている運転免許証、保険証等をご用意ください。

## ○平成 28 年 1 月からの公共債課税制度の変更に関するお知らせ

- ① 平成 28 年 1 月 1 日以降、原則公共債の譲渡益は申告分離課税となり課税されますが、平成 27 年 12 月末（原則、受渡日ベース）までの公共債の譲渡益には課税されません。
- ② 当行に保有されている公共債について、平成 28 年 1 月 1 日以降、当行への買取依頼等一定の譲渡による譲渡損失については、他の公共債（特定公社債）の利子等並びに上場株式等の配当等及び譲渡所得等との所得間の損益通算並びに損失の繰越控除が可能となります。

## ⚠️ 投資信託についてのご留意事項

◎投資信託は預金商品ではなく、元本の保証はありません。◎投資信託の基準価額は、組入れ有価証券等の値動きにより変動するため、お受取金額が投資元本を割り込むリスクがあります。外貨建て資産に投資するものは、この他に通貨の価格変動により基準価額が変動するため、お受取金額が投資元本を割り込むリスクがあります。これらのリスクはお客さまご自身が負担することとなります。◎投資信託は預金保険の対象ではありません。当行が取り扱う投資信託は、投資者保護基金制度は適用されません。◎当行は投資信託の販売会社です。投資信託の設定・運用は運用会社が行います。◎投資信託をご購入の際は、最新の目論見書を必ずご覧いただき、内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。◎お客さまにご負担いただく手数料等の概要は、以下の通りとなります。（税込み）【申込手数料（申込金額の最大 3.24%）、信託報酬（信託財産の純資産額に対して最大年率 2.16%）、信託財産留保額（換金約定日の基準価額の最大 0.5%）およびその他の費用（運用状況等により変動し、予め料率、上限額を示すことができません）】がかかります。なお、費用の合計額は、お申込金額、保有期間、運用状況により変動するため、事前に表示することはできません。◎一部お取り扱いしていない店舗もございます。

## ⚠️ 公共債についてのご留意事項

【公共債共通の事項】◎公共債ご購入の際は、必ず店頭で「公共債の売買取引について」をお受取になり、十分お読みいただき内容をご理解の上お申ください。◎当行では口座開設・維持の手料はいただいておりません。◎当行で購入いただいた公共債は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。また投資者保護基金の対象ではありません。◎発行者の信用状況の悪化等により、損失を被ることがあります。◎約定が成立した取引は、取消しや変更はできません。また、クーリングオフの対象外です。◎購入は償還まで継続して運用できる余裕資金でお申ください。◎障害者等マル優・マル特制度が適用できます。◎一部お取り扱いしていない店舗もございます。

【利付国庫債券・地方債特有の事項】◎ご購入の際は、購入対価のみお支払いいただくこととなります。なお、新型窓販方式国債の場合、初回の利子調整額を払い込む必要があります。◎満期日までお持ちになれば確定利回りです。万一、償還日前に換金する場合は、その時点の債券相場に基づき当行が買い取らせていただきます。◎債券の価格は、市場の金利水準の変化に対応して変動しますので、償還前に換金する場合は損失が生じるおそれがあります。◎公募地方債の初回利子額は、発行日から初回利払日までの期間が半年に満たない場合、期間に応じた日割計算となります。◎非課税法人は非課税扱いができます。◎販売枠がある銘柄については、当行募集予定額が完売し、ご購入できない場合もあります。

【個人向け国債に特有の事項】◎個人向け国債を募集により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただくこととなります。ただし、発行日から初回の利子支払期日までの期間が 6 ヶ月に満たない（発行日が発行月の 15 日より後になっている）場合は、その 6 ヶ月に満たない日数分の利子（初回利子調整額）のお支払いが必要です。◎個人向け国債を中途換金する際、中途換金調整額（直前 2 回分の各利子（税引前）相当額×0.79685）が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれます。なお、初回利子調整額が発生する銘柄を中途換金する際、差し引かれる中途換金調整額の中に初回利子相当額が含まれるときは、上記の金額から初回利子調整額（税引前）相当額（計算の結果、1 円未満となるときは 1 円）を差し引きます。◎個人向け国債には中途換金制限期間（原則発行から 1 年間）が有り、本人の死亡若しくは災害救助法適用となった大規模自然災害による被害を受けた場合を除き、制限期間中の中途換金はできません。◎個人向け国債は、原則として個人のみ保有可能であり、個人以外への譲渡は認められていません。